

乗合タクシー松代観光地線の運行について

〈協議事項〉

令和6年度の乗合タクシー松代観光地線の運行に伴う運行日を定めるもの

背景

松代地区内の観光地や行楽地における移動手段として、マイカーから乗合タクシー等の公共交通機関への転換を促し、道路混雑の解消や環境負荷に対する低減を図るため、現在まで運行しています。

運行期間は4月から11月上旬までですが、年度により運行日数等が異なることから、当該年度の運行日を計画変更し毎年運輸支局へ申請する対応へ変更するものです。

運行日

【令和6年度】

- ・ 運行日数 39日間
- ・ 運行カレンダー 別紙のとおり

路線図

別紙のとおり

実施日

令和6年4月6日